

## 第61回人権週間

昭和23年（1948年）第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択され、本年度で採択61周年を迎えます。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までの1週間を「第61回人権週間」として、全国各地で啓発活動を実施します。

12月4日から10日までは

# 第61回 人権週間 です

照会先 福祉政策課 ☎ 23-9349

<世界人権宣言>

育てよう 一人一人の 人権意識

～思いやりの心・  
かけがえのない命を大切に～

## 人権問題講演会を開催

- ◆日時 12月9日(水) 午後7時～8時30分
- ◆場所 わかくさ・プラザ  
「学習情報館・多目的ホール」
- ◆内容 講演「WITH～家族の中に  
地域の中にぬくもりを～」
- ◆講師 廣中邦充さん
- ◆申込・照会先 12月1日(火)までに福祉政策課  
(☎ 23-9349 ☎ 23-7748) または生涯学習課 (☎ 23-7777 ☎ 23-7778)

## 国民年金からのお知らせ

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」の添付が必要です。

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」は、毎年11月上旬に社会保険庁から送付されます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年の2月上旬に証明書が送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

◆照会先 社会保険庁・控除証明書専用ダイヤル (☎ 0570・070・117) IP電話、PHSからは ☎ 03・6700・1130)

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用できます。携帯電話の場合は全額発信者の負担となります。

◆利用期間 平成22年3月13日(土)まで

◆受付時間  
▽月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受け付け

▽第2土曜日 午前9時30分～午後4時  
▽11月の第2・第4土曜日とその翌日  
曜日は午前9時30分～午後4時  
※祝日は利用できません。

Q1 「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

A1 今年分として申告できます。  
「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。

なお、その場合は後から納付した保険料分の「領収証書」も添付する必要があります。

Q2 家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？

A2 世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。